

医薬品および医療機器等の適応外使用等に関する情報公開文書

実施内容	ニカルジピン注射液 原液、2倍希釈の使用
対象患者	高血圧性緊急症に対し厳密な血圧管理が必要と考えられる患者等
承認日	2025 年 9 月 24 日
対象期間	永続的に使用
目的・意義	ニカルジピン注射液は、点滴静注を行う場合、添付文書において、0.01%～0.02%(5～10 倍)に希釈して投与する事とされています。しかし、迅速かつ厳格な用量調整が必要な場合や、水分制限のために、添付文書に記載の 5～10 倍希釈での投与が困難な場合があります。この場合、当院では添付文書に記載の 5 倍希釈より濃い濃度での使用を認めています。
診療科	全診療科
使用場所	各病棟・処置室等
使用条件	投与時はシリンジポンプを用いる。 2倍希釈時はニカルジピン注10mg(10mL)と生理食塩液10mLを混合する。 投与量は添付文書の記載通り、原則 0.5 μ g/kg/min より開始する。
予想される不利益と対策	添付文書に記載されている濃度を超える濃度で使用する場合、静脈炎のリスクが上昇しますので、疼痛、皮膚症状のモニタリングを行います。静脈炎が発現した場合には、カテーテルの差し替えや、添付文書に沿った希釈法に変更する事で対処します。
本診療の任意性と撤回の自由について	この診療行為へのご協力は、患者さんご自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお申し出ください。この診療行為を希望されない場合でも不利益を被ることはありません。なお、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと医師が判断した場合、再度ご説明させて頂く場合があります。
問い合わせ先	かりゆし病院 各診療科 担当医師 電話 0980-83-5600(代表)